

年度 項目	昭和 28	29	30	31	32	34	36	昭和 39	43	44	49	51	53	54
軽油 引取 税				(創設) 税率 1k℥ 6,000円	税率 1k℥ 8,000円	税率 1k℥ 10,400円	税率 1k℥ 12,500円	税率 1k℥ 15,000円				税率 1k℥ 19,500円 (2年度間の暫定税率)	暫定税率を2年度 間延長	税率 1k℥ 24,300円 暫定税率を4年度 間延長
その他の 税	・附加価値税の実 施が、昭和29年1 月1日からと延期さ れた。	・附加価値税は廃 止された。	・大規模償却資産 に対する固定資産 税の特例が創設さ れた。											
自 動 車 取 得 税								(創設) 昭和43年7月1日か ら実施税率 取得価額の3% (免税点) 取得価額10万円	(創設) 昭和43年7月1日か ら実施税率 取得価額の3% (免税点) 取得価額10万円	(免税点) 取得価額15万円	(税率) 自家用の自動車で 軽自動車以外のもの 取得価額の5% (免税点) 取得価額30万円 (昭和49年4月1日 から昭和51年3月 31日までの時限 法)	(税率) 暫定税率を2年度 間延長 (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度 間延長 (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	

年度 項目	55	58	60	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
軽油引取税		暫定税率を2年度間延長	暫定税率を3年度間延長	暫定税率を5年度間延長	- 課税団体を軽油の納入地の所在の都道府県に変更 - 混和等の承認義務制度の創設 - 仮特約業者制度の創設(元.10.1)				税率1k% 32,100円(平成5年12月1日から) 暫定税率を平成9年度まで延長					暫定税率を5年度間延長
その他の税		大規模償却資産の価格のうち所在市町村の課することのできる課税標準を超える部分の金額 税率 1.4%												
自動車取得税	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円(3年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円(2年度間延長)	(税率) 暫定税率を3年度間延長 (免税点) 取得価額30万円(3年度間延長)	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額30万円(5年度間延長)		(税率) ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施(H2～3年度間、1%控除) (免税点) 取得価額50万円以下(H2～4年度間)	ABS装着規制適合車への買い替え 0.3%控除 ビギンバック輸送用トラックの取得 0.3%控除	ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施(H4～5年度間、1%控除) 平成5年排出ガス規制適合車の取得 平成4年4月1日～平成5年9月30日 1%控除 平成5年10月1日～平成6年2月28日 0.1%控除 ハイブリッド自動車の取得 2%控除	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額50万円(5年度間延長)	ABS規制適合車の取得 平成6年4月1日～平成7年8月31日 0.3%控除 メタノール自動車、ハイブリッド自動車に係る特例措置を平成8年3月31日まで延長する。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について2.2%控除とする(平成9年3月31日まで) 平成6年排出ガス規制適合車の特例措置廃止 中小企業流通業務効率化促進法の認定を受けた事業協同組合等が取得する事業用自動車の特例措置の適用期限を平成9年3月31日まで延長する。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について2.4%控除とする。 平成9年排出ガス規制適合車の取得 平成8年4月1日～平成9年9月30日 1%控除 平成9年10月1日～平成10年12月31日 0.1%控除	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成11年3月31日まで延長する。 平成10年排出ガス規制適合車の取得 平成9年4月1日～平成10年9月30日 1%控除 平成10年10月1日～平成11年2月28日 0.1%控除 流通業務効率化事業用自動車の特例措置廃止	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額50万円(5年度間延長)

年度 項目	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
軽油 引取 税					暫定税率を5年度間延長					暫定税率を10年間延長(平成20年5月1日から) 〔暫定税率の失効により、平成20年4月1日～30日までの税率:1kl・15,000円〕	道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改められた 課税免除措置について、エチレンその他の石油化学製品の工業原料用となる軽油以外は、3年間の時限措置となった。	現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現行の税率水準を維持する。 原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する規定(トリガー条項)を創設する。	経由取引税に係るトリガー条項の規定は、揮発油税に係るトリガー条項の適用が停止される間、その適用を停止する。
その他の 税													
自動車 取得 税	ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について バス、トラックその他の省令で定めるもの 2.7%控除 2.2%控除 平成11年4月1日～平成12年3月31日 平成12年度排出ガス規制適合車の取得 平成11年4月1日～平成12年9月30日 1%控除 平成12年10月1日～平成13年2月28日 0.1%控除 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円を控除)を一定の条件を付して平成14年3月31日まで延長する。 一定の要件を満たした自動車に係る廃車買い替えが平成13年4月1日～平成15年3月31日までに行われた場合 0.5%控除 平成14年度排出ガス規制適合車の取得 平成13年4月1日～平成14年9月30日 1%控除 平成14年10月1日～平成15年2月28日 0.1%控除	ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成13年3月31日まで延長する。 平成13年度排出ガス規制適合車の取得 平成12年4月1日～平成13年9月30日 1%控除 平成13年10月1日～平成14年2月28日 0.1%控除 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置(取得価額から30万円を控除)を一定の条件を付して平成14年3月31日まで延長する。 一定の要件を満たした自動車に係る廃車買い替えが平成13年4月1日～平成15年3月31日までに行われた場合 0.5%控除 平成14年度排出ガス規制適合車の取得 平成13年4月1日～平成14年9月30日 1%控除 平成14年10月1日～平成15年2月28日 0.1%控除	ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成15年3月31日まで延長する。 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成15年3月31日まで延長する。 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円を控除)を一定の条件を付して平成14年3月31日まで延長する。 一定の要件を満たした自動車に係る廃車買い替えが平成13年4月1日～平成15年3月31日までに行われた場合 0.5%控除 平成14年度排出ガス規制適合車の取得 平成13年4月1日～平成14年9月30日 1%控除 平成14年10月1日～平成15年2月28日 0.1%控除	低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円を控除)を一定の条件を付して平成14年3月31日まで延長する。 一定の要件を満たした自動車に係る廃車買い替えが平成13年4月1日～平成15年3月31日までに行われた場合 0.5%控除 平成14年度排出ガス規制適合車の取得 平成13年4月1日～平成14年9月30日 1%控除 平成14年10月1日～平成15年2月28日 0.1%控除	(税率) 暫定税率を5年度間延長(免税点) 取得価額50万円(5年度間延長) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成15年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成15年3月31日まで延長する。 NOx・PM法対策地域廃車代替特例措置 平成17年度排出ガス規制適合車のうちディーゼル車(乗用車を除く) 平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.5%控除 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円を控除)を一定の条件を付して平成16年3月31日まで延長する。 NOx・PM法対策地域廃車代替特例措置 平成14年3月2日～平成15年3月31日 2.3%控除 平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.9%控除 平成17年4月1日～平成19年3月31日 1.5%控除 平成19年4月1日～平成21年3月31日 1.2%控除 平成16年度排出ガス規制適合車に係る特例措置 平成15年4月1日～平成16年9月30日 1%控除	平成17年排出ガス規制適合車(ディーゼル車に限る) 平成16年4月1日～平成17年9月30日 ディーゼル車に限る乗用車を除く自動車 2%控除 NOx・PM法対策地域廃車代替特例措置 平成17年度排出ガス規制適合車のうちディーゼル車(乗用車を除く) 平成16年4月1日～平成17年9月30日 2.1%控除 優良低燃費かつ低排出ガス車(75%) 平成16年4月1日～平成18年3月31日 取得価額から30万円を控除 低燃費かつ低排出ガス車(75%) 平成16年4月1日～平成18年3月31日 取得価額から30万円を控除 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1%控除	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成19年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成19年3月31日まで延長する。 平成17年排出ガス規制適合車(ディーゼル車に限る)のうち、乗用車を除く自動車 平成17年10月1日～平成18年3月31日 1%控除 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち、平成27年度燃費基準達成車かつ新長期規制(排出ガス基準)10%以上低減車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 2%控除 平成27年度燃費基準達成車かつ新長期規制(排出ガス基準)適合車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1%控除	平成22年度燃費基準20%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成18年4月1日～平成20年3月31日 取得価額から30万円を控除 平成22年度燃費基準10%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成18年4月1日～平成20年3月31日 取得価額から15万円を控除 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち、平成19年度は2.0%軽減、平成20年度は1.8%軽減とする。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を、排出ガス要件と燃費要件を新たに加えた上で、平成19年度は2.0%軽減、平成20年度は1.8%軽減とする。 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち、平成27年度燃費基準達成車かつ新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 平成20年5月1日～平成22年3月31日 2%控除 12t超 平成20年5月1日～平成22年3月31日 2%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 1%控除 ポスト新長期規制(平成21年度排出ガス規制)に適合したディーゼル乗用車 平成20年5月1日～平成21年9月30日 1%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 0.5%控除	電気自動車に係る税率の特例措置を、平成21年3月31日まで延長する。 天然ガス自動車に係る税率の特例措置を、排出ガス要件を新たに加えた上で、平成19年度は2.0%軽減、平成20年度は1.8%軽減とする。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を、排出ガス要件と燃費要件を新たに加えた上で、平成19年度は2.0%軽減、平成20年度は1.8%軽減とする。 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち、平成27年度燃費基準達成車かつ新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 平成20年5月1日～平成22年3月31日 2%控除 12t超 平成20年5月1日～平成22年3月31日 2%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 1%控除 ポスト新長期規制(平成21年度排出ガス規制)に適合したディーゼル乗用車 平成20年5月1日～平成21年9月30日 1%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 0.5%控除	道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改められた 低公害車・低燃費車の軽減措置の創設 (平成21年4月1日～平成24年3月31日に取得された新車) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・ディーゼル乗用車 非課税 大型ディーゼル車 H21排出ガス規制適合かつH27年度重量車燃費基準達成車 税率を75%軽減 H17排出ガス基準値より10%以上NoxまたはPM低減かつH27年度重量車燃費基準達成車 税率を50%軽減 第1種省エネルギー自動車 税率を75%軽減 第2種省エネルギー自動車 税率を50%軽減 (平成21年4月1日～平成24年3月31日に取得された中古車) 電気自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車 税率から2.7%控除 プラグインハイブリッド自動車 税率から2.4%控除 ハイブリッド自動車 バス又はトラック それ以外 税率から1.6%控除	(税率) 10年間の暫定税率は廃止 (初めて新規登録を受けるもの) 車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 税率を75%軽減 平成22年4月1日～平成24年3月31日 税率を50%軽減 平成22年4月1日～平成24年3月31日 税率を50%軽減 (初めて新規登録を受けるもの以外) 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バスのうち、平成27年度燃費基準達成車かつポスト新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 3.5t超12t以下 平成22年10月1日～平成23年8月31日 1%控除 平成22年4月1日～平成22年8月31日 1%控除 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バスのうち、平成27年度燃費基準達成車かつポスト新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 3.5t超12t以下 平成22年4月1日～平成22年9月30日 2%控除 平成22年10月1日～平成23年8月31日 1%控除 12t超 平成22年4月1日～平成22年8月31日 1%控除 ポスト新長期規制(平成21年度排出ガス規制)に適合したディーゼル乗用車 平成22年4月1日～平成22年8月31日 0.5%控除 車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 取得価額から30万円を控除 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(50%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 取得価額から15万円を控除	(初めて新規登録を受けるもの) 車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 税率を75%軽減 平成22年4月1日～平成24年3月31日 税率を50%軽減 平成22年4月1日～平成24年3月31日 税率を50%軽減 (初めて新規登録を受けるもの以外) 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バスのうち、平成27年度燃費基準達成車かつポスト新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 3.5t超12t以下 平成22年10月1日～平成23年8月31日 1%控除 平成22年4月1日～平成22年8月31日 1%控除 車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バスのうち、平成27年度燃費基準達成車かつポスト新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 3.5t超12t以下 平成22年4月1日～平成22年9月30日 2%控除 平成22年10月1日～平成23年8月31日 1%控除 12t超 平成22年4月1日～平成22年8月31日 1%控除 ポスト新長期規制(平成21年度排出ガス規制)に適合したディーゼル乗用車 平成22年4月1日～平成22年8月31日 0.5%控除 車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 取得価額から30万円を控除 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(50%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 取得価額から15万円を控除	

年度 項目	24		27		28		29・30	
	課税免除措置について、利用率が低い6案種を廃止、その他の案種は3年間の時限措置とされた。		課税免除措置について、利用率が低い4用途を廃止、その他の案種は3年間の時限措置とされた。				課税免除措置について、利用率が低い2用途を廃止、その他の案種は3年間の時限措置とされた。	
軽油 引取税								
その他の税								
自動車取得税	(初めて新規登録を受けるもの) ○ガソリン車(ハイブリッド車含む)車輻総重量2.5t以下(乗用車等) 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減 ○ガソリン車(ハイブリッド車含む)車輻総重量2.5t超3.5t以下(中量車) 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減 平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減 平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減 ○ディーゼル車(ハイブリッド車含む)車輻総重量2.5t超～(中量車・重量車) 平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減 平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減 平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減 平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減 (初めて新規登録を受けるもの以外) ○電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除 ○ガソリン車(ハイブリッド車含む)車輻総重量2.5t以下(乗用車等) 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除 ○ガソリン車(ハイブリッド車含む)車輻総重量2.5t超3.5t以下(中量車) 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除 平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除 平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除 ○ディーゼル車(ハイブリッド車含む)車輻総重量3.5t超(重量車) 平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除 平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除 平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除 平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除		(平成27年4月1日から平成29年3月31日までに登録を受けるもの) 新規登録 新規登録以外 (税率軽減率) (価格控除額) ○電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、 一定の基準を満たす天然ガス自動車、クリーンディーゼル車 非課税 45万円 ○ガソリン車(ハイブリッド車含む)・乗用車 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成32年度燃費基準+20%達成 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成32年度燃費基準+10%達成 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成32年度燃費基準達成 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成+10%達成 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 非課税 45万円 80%軽減 35万円 60%軽減 25万円 40%軽減 15万円 20%軽減 5万円 ○ガソリン車(ハイブリッド車含む)：2.5t以下のバス・トラック(軽量車) ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+25%達成 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 非課税 45万円 80%軽減 35万円 60%軽減 25万円 40%軽減 15万円 20%軽減 5万円 ○ガソリン車(ハイブリッド車含む)：2.5t超3.5t以下のバス・トラック(中量車) ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 ・平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成 ・平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ・平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ・平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 非課税 45万円 80%軽減 35万円 60%軽減 25万円 40%軽減 15万円 ○ディーゼル車(ハイブリッド車含む)：2.5t超3.5t以下のバス・トラック(中量車) ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準達成 ・平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ・平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ・平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成 非課税 — 80%軽減 — 60%軽減 — 40%軽減 — 80%軽減 — 60%軽減 — 40%軽減 — ○ディーゼル車(ハイブリッド車含む)：3.5t超のバス・トラック(重量車) ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 ・平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準達成 ・平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ・平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ・平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成 非課税 45万円(※) 80%軽減 35万円(※) 60%軽減 25万円(※) 40%軽減 15万円(※) 80%軽減 35万円(※) 60%軽減 25万円(※) 40%軽減 15万円(※) ※ディーゼルハイブリッド車のみ適用		平成29年3月31日までに登録を受けるものに対する自動車取得税のエコカー減税の対象に、次の自動車を追加 新規登録 新規登録以外 (税率軽減率) (価格控除額) ○ディーゼル車：7.5t超のバス・トラック(重量車) ・平成28年排ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成 ・平成28年排ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成 ・平成28年排ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成 ・平成28年排ガス基準適合かつ平成27年度燃費基準達成 非課税 — 80%軽減 — 60%軽減 — 40%軽減 —		自動車取得税におけるエコカー減税について、対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で2年間延長(乗用車については、平成29・30年度の2箇年度で段階的に基準を引上げ)	

例 乗 用 車	【現行】(H27.4.1～H29.3.31)		【改正後】(H29.4.1～H31.3.31)		
	区 分	軽減率	区 分	H29年度 軽減率	H30年度 軽減率
電気自動車等	電気自動車等	非課税	電気自動車等	非課税	非課税
	H32年度燃費基準+20%達成	非課税	H32年度燃費基準+40%達成	非課税	非課税
	H32年度燃費基準+10%達成	80%軽減	H32年度燃費基準+30%達成	60%軽減	60%軽減
	H32年度燃費基準達成	60%軽減	H32年度燃費基準+20%達成	40%軽減	40%軽減
	H27年度燃費基準+10%達成	40%軽減	H32年度燃費基準+10%達成	40%軽減	40%軽減
ガソリン車	H27年度燃費基準+5%達成	20%軽減	H32年度燃費基準達成	20%軽減	20%軽減
			H27年度燃費基準+10%達成		対象外

※ 電気自動車等を除くガソリン車・ガソリンハイブリッド車・LPG車は、H17年排出ガス基準75%低減達成又はH30年排出ガス基準50%低減達成率に限る。

年度 項目	令和元	令和2	令和3	令和4																																																																				
軽油引取税			課税免除措置について、利用率が低い1用途を廃止、その他の業種は3年間の時限措置とされた。																																																																					
その他の税																																																																								
自動車税環境性能割（令和元年10月から）・自動車取得税（令和元年9月まで）	【自動車取得税 令和元年9月30日まで】 エコカー減税の適用について、税率の軽減割合を見直し、期間を令和元年9月30日まで延長。 (平成31年4月1日から令和元年9月30日までに登録を受ける乗用車の例) <table><tr><td>電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、 一定の基準を満たす天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車</td><td>非課税</td></tr><tr><td>令和2年度燃費基準達成+40%以上</td><td>非課税</td></tr><tr><td>平成17年排ガス規制 75%軽減又は平成30年排出ガス規制50%軽減</td><td>令和2年度燃費基準達成+20%以上 令和2年度燃費基準達成+10%以上 令和2年度燃費基準達成</td><td>50%軽減 25%軽減 20%軽減</td></tr></table> 【自動車税環境性能割 令和元年10月1日以降】 令和元年9月30日に自動車取得税が廃止され、令和元年10月1日から自動車税環境性能割を導入。車両の取得価格に対して環境性能に応じた税率となる。自家用乗用車は臨時的軽減措置により税率を1%下げる(適用期間は令和3年3月31日まで)。 (令和元年10月1日から令和3年3月31日までに登録を受ける自家用自動車の税率) ○ 環境負荷の低減に著しく資する自動車 <table><tr><td>電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、 一定の基準を満たす天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車</td><td>非課税</td></tr></table> ○ ガソリン車(ハイブリッド車含む):乗用車 <table><tr><td>平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減</td><td>かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 かつ令和2年度燃費基準達成 上記以外</td><td>非課税 1% 2% 3%</td></tr></table> ※臨時的軽減措置の適用期間は、上記税率を1%下げる。 ○ ガソリン車(ハイブリッド車含む):2.5t以下のバス・トラック(軽量車) <table><tr><td>平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減</td><td>かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外</td><td>非課税 1% 2% 3%</td></tr></table> ○ ガソリン車(ハイブリッド車含む):2.5t超3.5t以下のバス・トラック(中量車) <table><tr><td>平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減</td><td>かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 かつ平成27年度燃費基準 上記以外</td><td>非課税 1% 2% 3%</td></tr><tr><td>平成17年排ガス基準 50%低減又は平成30年排出ガス基準25%低減</td><td>かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外</td><td>非課税 1% 2% 3%</td></tr></table> ○ ディーゼル車(ハイブリッド車含む):2.5t超3.5t以下のバス・トラック(中量車) <table><tr><td>平成21年排ガス基準 NOx及びPM10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合</td><td>かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 かつ平成27年度燃費基準 上記以外</td><td>非課税 1% 2% 3%</td></tr><tr><td>平成21年排ガス基準適合</td><td>かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外</td><td>非課税 1% 2% 3%</td></tr></table> ○ ディーゼル車(ハイブリッド車含む):3.5t超のバス・トラック(重量車) <table><tr><td>平成21年排ガス基準 NOx及びPM10%以上低減又は平成28年排出ガス基準適合</td><td>かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 かつ平成27年度燃費基準 上記以外</td><td>非課税 1% 2% 3%</td></tr><tr><td>平成21年排ガス基準適合</td><td>かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外</td><td>非課税 1% 2% 3%</td></tr></table>	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、 一定の基準を満たす天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車	非課税	令和2年度燃費基準達成+40%以上	非課税	平成17年排ガス規制 75%軽減又は平成30年排出ガス規制50%軽減	令和2年度燃費基準達成+20%以上 令和2年度燃費基準達成+10%以上 令和2年度燃費基準達成	50%軽減 25%軽減 20%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、 一定の基準を満たす天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車	非課税	平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 かつ令和2年度燃費基準達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%	平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%	平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 かつ平成27年度燃費基準 上記以外	非課税 1% 2% 3%	平成17年排ガス基準 50%低減又は平成30年排出ガス基準25%低減	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%	平成21年排ガス基準 NOx及びPM10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 かつ平成27年度燃費基準 上記以外	非課税 1% 2% 3%	平成21年排ガス基準適合	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%	平成21年排ガス基準 NOx及びPM10%以上低減又は平成28年排出ガス基準適合	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 かつ平成27年度燃費基準 上記以外	非課税 1% 2% 3%	平成21年排ガス基準適合	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%		【自動車税環境性能割】 車両の取得価格に対して環境性能に応じた税率となる。自家用乗用車は臨時的軽減措置により税率を1%下げる(適用期間は令和3年12月31日まで)。 ○ 環境負荷の低減に著しく資する自動車 <table><tr><td>電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、 一定の基準を満たす天然ガス自動車</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr></table> ○ ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車含む):乗用車 <table><tr><td>平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減</td><td>令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準85%以上達成 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準75%以上達成 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準65%以上達成 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準60%以上達成 上記以外</td><td>非課税 1% 2% 2% 3%</td><td>非課税 非課税 0.5% 1% 2%</td></tr></table> ※臨時的軽減措置の適用期間は、自家用車の上記税率を1%下げる。 ○ ガソリン車(ハイブリッド車含む):2.5t以下のトラック(軽量車) <table><tr><td>平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減</td><td>平成27年度燃費基準+25%以上達成 平成27年度燃費基準+20%以上達成 平成27年度燃費基準+15%以上達成 上記以外</td><td>非課税 1% 2% 3%</td><td>非課税 0.5% 1% 2%</td></tr></table> ○ ガソリン車(ハイブリッド車含む):2.5t以下のバス(軽量車) <table><tr><td>平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減</td><td>令和2年度燃費基準+5%以上達成 令和2年度燃費基準達成 平成27年度燃費基準+15%以上達成 上記以外</td><td>非課税 1% 0.5% 2% 3%</td><td>非課税 非課税 1% 2%</td></tr></table> ○ ガソリン車(ハイブリッド車含む):2.5t超3.5t以下のバス・トラック <table><tr><td>平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減</td><td>令和2年度燃費基準+5%以上達成 令和2年度燃費基準達成 平成27年度燃費基準+15%以上達成 上記以外</td><td>非課税 1% 0.5% 2% 3%</td><td>非課税 非課税 1% 2%</td></tr><tr><td>平成17年排ガス基準 50%低減又は平成30年排出ガス基準25%低減</td><td>令和2年度燃費基準達成 ※バスに限る 平成27年度燃費基準+20%以上達成 ※トラックに限る 平成27年度燃費基準+15%以上達成 平成27年度燃費基準+10%以上達成 上記以外</td><td>非課税 非課税 非課税 1% 2% 3%</td><td>非課税 非課税 非課税 0.5% 1% 2%</td></tr></table> ○ ディーゼル車(ハイブリッド車含む):2.5t超3.5t以下のバス・トラック <table><tr><td>平成21年排ガス基準 NOx及びPM10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合</td><td>平成27年度燃費基準+15%以上達成 平成27年度燃費基準+10%以上達成 平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外</td><td>非課税 1% 2% 3%</td><td>非課税 0.5% 1% 2%</td></tr><tr><td>平成21年排ガス基準適合</td><td>令和2年度燃費基準達成 ※バスに限る 平成27年度燃費基準+20%以上達成 ※トラックに限る 平成27年度燃費基準+15%以上達成 平成27年度燃費基準+10%以上達成 上記以外</td><td>非課税 非課税 非課税 1% 2% 3%</td><td>非課税 非課税 非課税 0.5% 1% 2%</td></tr></table> ○ ディーゼル車(ハイブリッド車含む):3.5t超のバス・トラック <table><tr><td>平成21年排ガス基準 NOx及びPM10%以上低減又は平成28年排出ガス基準適合</td><td>平成27年度燃費基準+10%以上達成 平成27年度燃費基準+5%以上達成 平成27年度燃費基準 上記以外</td><td>非課税 1% 2% 3%</td><td>非課税 0.5% 1% 2%</td></tr></table>	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、 一定の基準を満たす天然ガス自動車	非課税	非課税	平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準85%以上達成 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準75%以上達成 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準65%以上達成 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準60%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 2% 3%	非課税 非課税 0.5% 1% 2%	平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	平成27年度燃費基準+25%以上達成 平成27年度燃費基準+20%以上達成 平成27年度燃費基準+15%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%	非課税 0.5% 1% 2%	平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準+5%以上達成 令和2年度燃費基準達成 平成27年度燃費基準+15%以上達成 上記以外	非課税 1% 0.5% 2% 3%	非課税 非課税 1% 2%	平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準+5%以上達成 令和2年度燃費基準達成 平成27年度燃費基準+15%以上達成 上記以外	非課税 1% 0.5% 2% 3%	非課税 非課税 1% 2%	平成17年排ガス基準 50%低減又は平成30年排出ガス基準25%低減	令和2年度燃費基準達成 ※バスに限る 平成27年度燃費基準+20%以上達成 ※トラックに限る 平成27年度燃費基準+15%以上達成 平成27年度燃費基準+10%以上達成 上記以外	非課税 非課税 非課税 1% 2% 3%	非課税 非課税 非課税 0.5% 1% 2%	平成21年排ガス基準 NOx及びPM10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準+15%以上達成 平成27年度燃費基準+10%以上達成 平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%	非課税 0.5% 1% 2%	平成21年排ガス基準適合	令和2年度燃費基準達成 ※バスに限る 平成27年度燃費基準+20%以上達成 ※トラックに限る 平成27年度燃費基準+15%以上達成 平成27年度燃費基準+10%以上達成 上記以外	非課税 非課税 非課税 1% 2% 3%	非課税 非課税 非課税 0.5% 1% 2%	平成21年排ガス基準 NOx及びPM10%以上低減又は平成28年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準+10%以上達成 平成27年度燃費基準+5%以上達成 平成27年度燃費基準 上記以外	非課税 1% 2% 3%	非課税 0.5% 1% 2%	
	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、 一定の基準を満たす天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車	非課税																																																																						
	令和2年度燃費基準達成+40%以上	非課税																																																																						
	平成17年排ガス規制 75%軽減又は平成30年排出ガス規制50%軽減	令和2年度燃費基準達成+20%以上 令和2年度燃費基準達成+10%以上 令和2年度燃費基準達成	50%軽減 25%軽減 20%軽減																																																																					
	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、 一定の基準を満たす天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車	非課税																																																																						
	平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 かつ令和2年度燃費基準達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%																																																																					
	平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%																																																																					
	平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 かつ平成27年度燃費基準 上記以外	非課税 1% 2% 3%																																																																					
	平成17年排ガス基準 50%低減又は平成30年排出ガス基準25%低減	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%																																																																					
	平成21年排ガス基準 NOx及びPM10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 かつ平成27年度燃費基準 上記以外	非課税 1% 2% 3%																																																																					
平成21年排ガス基準適合	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%																																																																						
平成21年排ガス基準 NOx及びPM10%以上低減又は平成28年排出ガス基準適合	かつ平成27年度燃費基準+10%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 かつ平成27年度燃費基準 上記以外	非課税 1% 2% 3%																																																																						
平成21年排ガス基準適合	かつ平成27年度燃費基準+15%以上達成 かつ平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%																																																																						
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、 一定の基準を満たす天然ガス自動車	非課税	非課税																																																																						
平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準85%以上達成 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準75%以上達成 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準65%以上達成 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準60%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 2% 3%	非課税 非課税 0.5% 1% 2%																																																																					
平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	平成27年度燃費基準+25%以上達成 平成27年度燃費基準+20%以上達成 平成27年度燃費基準+15%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%	非課税 0.5% 1% 2%																																																																					
平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準+5%以上達成 令和2年度燃費基準達成 平成27年度燃費基準+15%以上達成 上記以外	非課税 1% 0.5% 2% 3%	非課税 非課税 1% 2%																																																																					
平成17年排ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準+5%以上達成 令和2年度燃費基準達成 平成27年度燃費基準+15%以上達成 上記以外	非課税 1% 0.5% 2% 3%	非課税 非課税 1% 2%																																																																					
平成17年排ガス基準 50%低減又は平成30年排出ガス基準25%低減	令和2年度燃費基準達成 ※バスに限る 平成27年度燃費基準+20%以上達成 ※トラックに限る 平成27年度燃費基準+15%以上達成 平成27年度燃費基準+10%以上達成 上記以外	非課税 非課税 非課税 1% 2% 3%	非課税 非課税 非課税 0.5% 1% 2%																																																																					
平成21年排ガス基準 NOx及びPM10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準+15%以上達成 平成27年度燃費基準+10%以上達成 平成27年度燃費基準+5%以上達成 上記以外	非課税 1% 2% 3%	非課税 0.5% 1% 2%																																																																					
平成21年排ガス基準適合	令和2年度燃費基準達成 ※バスに限る 平成27年度燃費基準+20%以上達成 ※トラックに限る 平成27年度燃費基準+15%以上達成 平成27年度燃費基準+10%以上達成 上記以外	非課税 非課税 非課税 1% 2% 3%	非課税 非課税 非課税 0.5% 1% 2%																																																																					
平成21年排ガス基準 NOx及びPM10%以上低減又は平成28年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準+10%以上達成 平成27年度燃費基準+5%以上達成 平成27年度燃費基準 上記以外	非課税 1% 2% 3%	非課税 0.5% 1% 2%																																																																					

年度 項目	令和5			
軽油引取税				
その他の税				
自動車税環境性能割	【自動車税環境性能割】 車両の取得価格に対して環境性能に応じた税率となる。 (令和5年4月1日から令和5年12月31日までに登録を受ける家用自動車)の税率)			
	○ 環境負荷の低減に著しく資する自動車	自家用	営業用	
	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、一定の基準を満たす天然ガス自動車	非課税	非課税	
	○ ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車含む):乗用車	自家用	営業用	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準85%以上達成	非課税	非課税	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準75%以上達成	1%	非課税	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準65%以上達成	2%	0.5%	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準60%以上達成	2%	1%	
	上記以外	3%	2%	
	○ クリーンディーゼル車:乗用車	自家用	営業用	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準85%以上達成	非課税	非課税	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準75%以上達成	非課税	非課税	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準60%以上達成	非課税	非課税	
	上記以外	3%	2%	
	○ ガソリン車(ハイブリッド車含む):2.5t以下のトラック(軽量車)	自家用	営業用	
	平成17年排ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	非課税	非課税	
	平成27年度燃費基準+20%以上達成	1%	0.5%	
	平成27年度燃費基準+15%以上達成	2%	1%	
	上記以外	3%	2%	
	○ ガソリン車(ハイブリッド車含む):2.5t以下のバス(軽量車)	自家用	営業用	
	令和2年度燃費基準+5%以上達成	非課税	非課税	
	令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	
	平成27年度燃費基準+15%以上達成	2%	1%	
	上記以外	3%	2%	
	○ ガソリン車(ハイブリッド車含む):2.5t超3.5t以下のバス・トラック	自家用	営業用	
	平成17年排ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減	非課税	非課税	
	平成27年度燃費基準+15%以上達成	1%	0.5%	
	平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%	1%	
	平成27年度燃費基準+5%以上達成	3%	2%	
	上記以外	3%	2%	
	平成17年排ガス基準50%低減又は平成30年排出ガス基準25%低減	令和2年度燃費基準達成 ※バスに限る ※トラックに限る	非課税 非課税	
	平成27年度燃費基準+15%以上達成	1%	0.5%	
	平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%	1%	
	上記以外	3%	2%	
	○ ディーゼル車(ハイブリッド車含む):2.5t超3.5t以下のバス・トラック	自家用	営業用	
	平成21年排ガス基準NOx及びUPM10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準+15%以上達成	非課税 非課税	
	平成27年度燃費基準+10%以上達成	1%	0.5%	
	平成27年度燃費基準+5%以上達成	2%	1%	
	上記以外	3%	2%	
	平成21年排ガス基準適合	令和2年度燃費基準達成 ※バスに限る ※トラックに限る	非課税 非課税	
	平成27年度燃費基準+20%以上達成	1%	0.5%	
	平成27年度燃費基準+15%以上達成	2%	1%	
	平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%	1%	
	上記以外	3%	2%	
	○ ディーゼル車(ハイブリッド車含む):3.5t超のバス・トラック	自家用	営業用	
	平成21年排ガス基準NOx及びUPM10%以上低減又は平成28年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準+10%以上達成	非課税 非課税	
	平成27年度燃費基準+5%以上達成	1%	0.5%	
	上記以外	2%	1%	
	上記以外	3%	2%	
自動車税環境性能割	(令和6年1月1日から令和6年3月31日までに登録を受ける家用自動車)の税率)			
	○ 環境負荷の低減に著しく資する自動車	自家用	営業用	
	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット車、一定の基準を満たす天然ガス自動車	非課税	非課税	
	○ ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車含む):乗用車	自家用	営業用	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準85%以上達成	非課税	非課税	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準80%以上達成	1%	非課税	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%以上達成	2%	0.5%	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準60%以上達成	3%	1%	
	上記以外	3%	2%	
	○ クリーンディーゼル車:乗用車	自家用	営業用	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準85%以上達成	非課税	非課税	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準80%以上達成	1%	非課税	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%以上達成	2%	0.5%	
	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準60%以上達成	3%	1%	
	上記以外	3%	2%	
	○ ガソリン車(ハイブリッド車含む):2.5t以下のトラック(軽量車)	自家用	営業用	
	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税	
	令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%	
	令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	
	上記以外	3%	2%	
	○ ガソリン車(ハイブリッド車含む):3.5t以下のバス(軽量車・中量車)	自家用	営業用	
	令和2年度燃費基準105%達成	非課税	非課税	
	令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	
	令和2年度燃費基準達成	3%	2%	
	令和2年度燃費基準110%達成	非課税	非課税	
	令和2年度燃費基準105%達成	1%	0.5%	
	令和2年度燃費基準達成	2%	1%	
	上記以外	3%	2%	
	○ ガソリン車(ハイブリッド車含む):2.5t超3.5t以下のトラック	自家用	営業用	
	令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税	
	令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%	
	上記以外	3%	2%	
	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税	
	令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%	
	令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	
	上記以外	3%	2%	
	○ ディーゼル車(ハイブリッド車含む):2.5t超3.5t以下のトラック	自家用	営業用	
	平成21年排ガス基準NOx及びUPM10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合	令和4年度燃費基準達成	非課税 非課税	
	令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%	
	上記以外	3%	2%	
	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税	
	令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%	
	令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	
	上記以外	3%	2%	
	○ ディーゼル車(ハイブリッド車含む):2.5t超3.5t以下のトラック	自家用	営業用	
	平成21年排ガス基準NOx及びUPM10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合	令和2年度燃費基準105%達成	非課税 非課税	
	令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	
	上記以外	3%	2%	
	令和2年度燃費基準110%達成	非課税	非課税	
	令和2年度燃費基準105%達成	1%	0.5%	
	令和2年度燃費基準達成	2%	1%	
	上記以外	3%	2%	
	○ ディーゼル車(ハイブリッド車含む):3.5t超のバス・トラック	自家用	営業用	
	平成21年排ガス基準NOx及びUPM10%以上低減又は平成28年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税 非課税	
	平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%	
	平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%	
	上記以外	3%	2%	